## 日本風力開発株式会社「(仮称) 五里合風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」 に対する意見について

令和4年8月16日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 五里合風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、日本風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

## (参考)当該地点の概要

1. 計画概要

・場 所: 秋田県男鹿市 ・原動力の種類: 風力(陸上)

・出 力:最大50,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月24日
環境大臣意見受理	令和4年 8月 5日
経済産業大臣意見	令和4年 8月16日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田 電話03-3501-1742(直通)

# 日本風力開発株式会社「(仮称) 五里合風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」 に対する意見

#### 1. 総論

## (1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

### (2)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## (3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

#### (4)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降 の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行う こと。

#### 2. 各論

## (1)騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在 していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、 風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防 指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電 設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及 び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関 する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の 高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自 然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

## (5)景観に対する影響

想定区域は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された男鹿国定公園の特別地域に隣接しており、想定区域の周辺には、「安田海岸」、「寒風山回転展望台」や当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「東北自然歩道線道路(歩道)」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限の離隔を取る等の環境保全措置を講ずること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。